

公益財団法人尾瀬保護財団の寄付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人尾瀬保護財団(以下「財団」という。)の寄付に関する適切な取り扱いを図ることを目的に必要な事項を定める。

(寄付の原則)

第2条 財団への寄付は次のとおりとする。

- 一 寄付は金銭による寄付を原則とする。
- 二 物品等による寄付は、その他の支援として金銭による寄付に準じた取り扱いを行う。
- 三 財団への寄付は、当該寄付を行う者から直接財団に寄付することを原則とする。

(寄付金の使途)

第3条 寄付金の使途は次のうちから選択できるものとする。

- 一 一般寄付：使途目的を限定しない寄付
- 二 特定寄付：使途目的を限定し、特定事業を支援する寄付

(受領の審査)

第4条 財団に寄付申し込みがあった場合は、原則当該寄付を受領する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 寄付の目的が財団の活動と合致しないと認められる場合
- 二 寄付によって財団のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合

(寄付の依頼)

第5条 財団に対する継続的な支援を確保するため、企業等に対し積極的に寄付の依頼を行うことができるものとする。

(寄付金の返還)

第6条 寄付の受領後に、次の各号のいずれかが判明した場合は、寄付金を寄付者に返還することが出来る。

- 一 第4条に該当する事由が判明した場合
- 二 寄付申込書に虚偽の内容が記載されていた場合
- 三 その他、寄付者に不適切な行為があった場合

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。